

4月スタート プラスチック類分別方法の変更について

これまで「燃やすごみ」に分別していた軟質系のプラスチックが「その他のプラスチック」へ分別が変更になります。

- 概要**

「地球温暖化」や「海洋プラスチックごみ」についてなど環境課題が多くある中、プラスチック資源の循環を促進される措置（プラスチック資源循環促進法）が講じられ、自治体、事業者、個人などの各主体でプラ資源の循環への取り組みが求められている。諏訪市ではこれまで、レジ袋やお菓子の袋など軟らかいフィルム状のプラスチックなどは「燃やすごみ」に分別していたが、令和7年4月1日より資源物の「その他のプラスチック」として分別を変更し、プラ資源のリサイクル促進に取り組む。
- 取り組み開始**

令和7年度（令和7年4月1日）より諏訪市全域でスタート
- 内容**

これまで、「燃やすごみ」に分別していた軟質系のプラスチック（ペットボトルのラベル、食品などを包装している袋など）を「その他のプラスチック」として分別し、資源物として収集する。

※来年度4月1日からのスタートではありますが、今の時期から周知を図りたいので、このタイミングでのプレスリリースをしています。
よろしくお願いします。

脱炭素の基礎知識を気軽に動画で▼

**ZERO
CARBON**

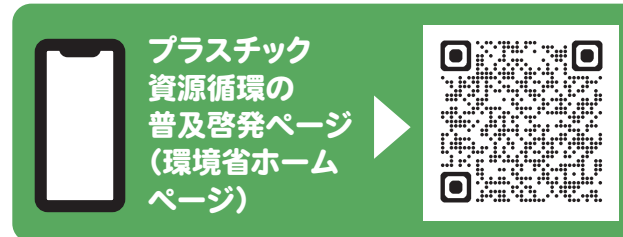


〒392-8511 長野県諏訪市高島 1-22-30
長野県 諏訪市 市民環境部
環境課 環境衛生係
（担当）細川 光洋
電 話 0266-52-4141（内線 212）
FAX 0266-57-0660（代表）
メール kankyou@city.suwa.lg.jp

新しい分別方法は…

今まで「燃やすごみ」に分別していた

軟質のプラスチックを「その他のプラスチック」として追加して出してください



「その他のプラスチック」として分別するもの

⚠ レジ袋等に入れて出さないでください

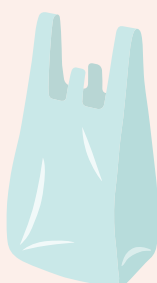


軟質プラスチック

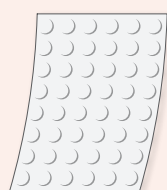
新たに出せるもの



このマークが目印です



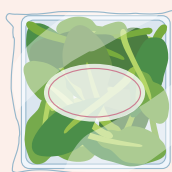
レジ袋



緩衝材(プチプチ)



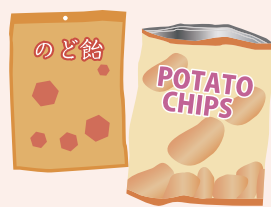
食料保存袋



野菜など包装している袋



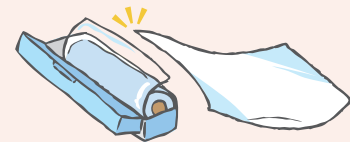
詰め替え用袋



菓子類の袋



チューブ容器(汚れのないもの)



ラップ部分



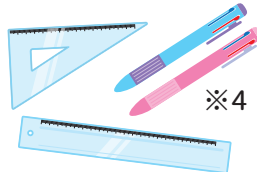
ペットボトルのラベル



薬の空き容器

プラスチック製品

今までと変わらずに出せるもの



※4

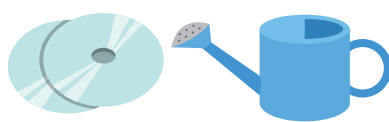


※3

文房具、おもちゃなど



調理器具、台所用品など

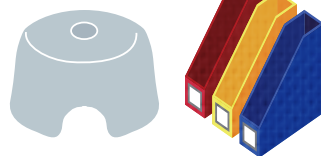


その他日用品



※2

屋外用品



収納用品、風呂・洗面用具など



※1

使い捨て食品容器など

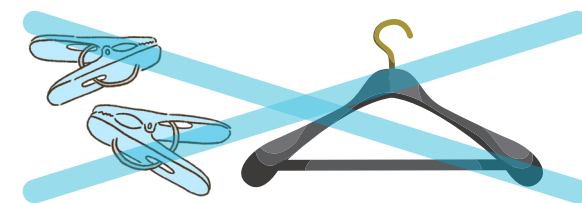
※1 パキッと割れるものは「発泡・トレー」、紙製のものは「その他の紙」へ
※2 陶器製は「ガラスくず・陶磁器くず」へ
※3 金属は取り除いてください ※4 プラ部分のみ



出してはいけないもの

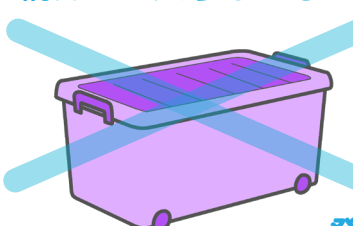
金属等のプラスチック以外の素材を含むもの

厚みがあり、硬いもの

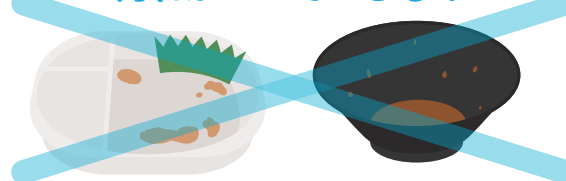


まな板など

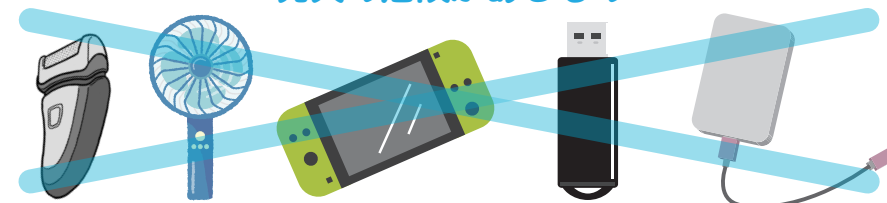
網カゴに入らないもの



汚れがついているもの



発火の危険があるもの



電気や電池で動くもの、モバイルバッテリーなど



なぜ分別方法を変更するの？

今までの「燃やすごみ」だと焼却により CO₂ が排出され、処理費用もかかります。できるだけ「燃やすごみ」を減らしてリサイクルを強化するためです。



国際的な問題にも

プラごみによる海洋汚染など環境問題が深刻化しています。そこで、プラスチックを資源として循環させることを促進する法律が施行されました。諏訪市もプラスチック資源をより循環させるために取り組みます！